

ご 利 用 に 際 し て

1 2005年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の対象

規定(3 用語の解説「農林業経営体」参照)に該当するすべての農林業経営体を対象とする

(3) 調査期日

平成17年2月1日現在で実施した。

(4) 調査方法

農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

(5) 2005年農林業センサスにおける変更点

ア 10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施する。

イ 農林業の経営活動に焦点を当て、農家、農家以外の農業事業体、農業サービス事業体、林家、林家以外の林業事業体、林業サービス事業体等を、農林業経営体として統一的に把握する。

ウ 同一世帯で後継者等が独立して行っている農林業経営を把握しうる調査体系(一世帯複数経営等)の導入。

2 利用上の注意

(1) 数値について

ア 表中の数値は、後日、農林水産省が公表する確定した数値と相違する場合がある。

イ 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の加算値は必ずしも一致しない。

ウ 調査体系の変更(前述1(5)2005年農林業センサスにおける変更点のとおり)に伴い、可能な範囲で、前回(2000年世界農林業センサス)値を今回値に読み替えて使用し、参考値として前回比(増減率)を作成している。

エ 表中に使用した符号は次のとおりである。

「 - 」 事実のないもの

「 ... 」 調査を欠くもの

- 「 0 」 単位に満たないもの
- 「 」 減少したもの
- 「 x 」 数値希少のため、プライバシー保護の観点から秘匿したもの
(数値は合計に含まれている)

(2) 農業地域類型について

農業地域類型	基準指標および該当旧市区町村又は市町村
都市的地域	<p>可住地に占める DID 面積が 5%以上で人口密度 500 人以上又は DID 人口 2 万人以上の旧市区町村又は市町村。 可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人以上の市区町村又は市町村。ただし、林野率 80%以上のものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町
平地農業地域	<p>耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 90%以上のものを除く。 耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の旧市区町村又は市町村。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五條市、三宅町
中間農業地域	<p>耕地率 20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 耕地率 20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ヶ瀬村、都祁村、山添村、大宇陀町、菟田野町、榛原町、高取町、明日香村、下市町、西吉野村、
山間農業地域	<p>林野率 80%以上でかつ耕地率 10%未満の旧市区町村又は市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室生村、曾爾村、御杖村、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

(注 1) 決定順位：都市的地域 山間農業地域 平地農業地域・中間農業地域

(注 2) DID〔人口集中地区〕とは、人口密度 4,000 人 / k m²以上の国勢調査区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区をいう。

(注 3) 傾斜は、一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

3 用語の解説

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0"> <tr> <td>露地野菜作付面積</td> <td>15 アール</td> </tr> <tr> <td>施設野菜栽培面積</td> <td>350 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>果樹栽培面積</td> <td>10 アール</td> </tr> <tr> <td>露地花き栽培面積</td> <td>10 アール</td> </tr> <tr> <td>施設花き栽培面積</td> <td>250 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>豚飼養頭数</td> <td>15 頭</td> </tr> <tr> <td>採卵鶏飼養羽数</td> <td>150 羽</td> </tr> <tr> <td>ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000 羽</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</td> </tr> </table> <p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受ける伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	露地野菜作付面積	15 アール	施設野菜栽培面積	350 平方メートル	果樹栽培面積	10 アール	露地花き栽培面積	10 アール	施設花き栽培面積	250 平方メートル	搾乳牛飼養頭数	1 頭	肥育牛飼養頭数	1 頭	豚飼養頭数	15 頭	採卵鶏飼養羽数	150 羽	ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
露地野菜作付面積	15 アール																						
施設野菜栽培面積	350 平方メートル																						
果樹栽培面積	10 アール																						
露地花き栽培面積	10 アール																						
施設花き栽培面積	250 平方メートル																						
搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
肥育牛飼養頭数	1 頭																						
豚飼養頭数	15 頭																						
採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうちア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人を含まない。）																						
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人を含む。）																						
農業経営体のうち家族経営	「農業経営体」のうち、個人経営体及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。																						
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
農家	平成 17 年 2 月 1 日現在の経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満であっても調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。																						

販 売 農 家	経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が 30 アール未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を 5 アール以上所有している世帯をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995 年農業センサスから採用した。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の 50 % 以上が農業所得）で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	65 歳未満の農業従事 60 日以上者がいない農家をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある 自営兼業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種 兼 業 農 家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種 兼 業 農 家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株 式 会 社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有 限 会 社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合 名 ・ 合 資 会 社	商法に基づく合名会社、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相 互 会 社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農 協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森 林 組 合	森林組合法に基づき組織された組合をいい、森林組合等が該当する。
そ の 他 の 各 種 団 体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。

地方公共団体 ・ 財産区	地方公共団体には、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
その他の法人	会社や各種団体以外の法人で、公益法人（「財団法人」、「社団法人」）、宗教法人、医療法人などが該当する。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地 (面積)	農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)(の面積)をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借りている耕地を加えたものをいう。
貸付耕地 (面積)	他者に貸し付けている自己所有耕地(の面積)をいう。
借入耕地 (面積)	他者から耕作を目的に借り入れている耕地(の面積)をいう。
耕作放棄地 (面積)	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地(の面積)をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
常 雇	主として農業経営のための雇用契約(口頭の契約を含む。)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨 時 雇	農業雇用労働のうち常雇以外のもので農業日雇、農業季節雇など農業経営のために臨時雇いした人をいう。
手 伝 い	金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働をいう。
手 間 替 え ・ ゆ い	農林業経営体相互間で、等価交換を原則としている労働交換をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
農 業 従 事 者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農 業 就 業 人 口	「農業従事者」のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事」した世帯員及び、「農業とその他の仕事の両方に従事」したが、農業の従事日数の方が多い世帯員をいう。

基幹的農業
従事者

「農業就業人口」のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が仕事に従事していた者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみ従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基幹的農業従事者 農業就業人口 </div>		農業従事者		
	主に家事や育児					
	その他					

一世帯複数
経営

同一世帯内で、複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに農林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

保有山林

経営体が単独で経営できる山林をいい、実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

人工林面積

苗木を植林したり、人工的に種をまいて育林した山林をいう。

植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木する作業をいう。

下刈りなど

林木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの間の作業をいう。

間伐

除伐後に行う作業で立木密度を調整して林木を健全に成長させるため劣勢木、不用木など、林木の一部を伐採することをいう。

主伐

一定の林齢に生育した立木を用材等で販売するために行う伐採をいう。

林産物の販売

保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、特用林産物をいい、栽培きのご類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間の販売（自家消費に向けたものを含む。）をいう。